

業務仕様書（岩滝あじさい苑）

I 委託対象物件・施設の規模等

1 対象物件

所在地 京都府与謝郡与謝野町字弓木 1 3 番地の 6

名称 特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑

2 業務管理の基本

設備管理の業務に関し、下記の事項に注意し誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (1) 設備管理に際しては、点検、作業、測定等建築物に関する法規に準拠し、業務を系統的かつ統一的に実施する。
- (2) 業務の実施にあたっては、各関係諸法令等を遵守するものとする。
- (3) 各種法令に基づく資格による官公庁への手続きは委託者にて行うものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、常に全力を挙げて行うことを旨とする。また、常に技術員相互の連絡協調を図り、合理的な業務実施を努めるものとする。
- (5) 業務上知り得たことについては、絶対に外部に公表または漏らしたりしないこと。
- (6) 常に火災予防に留意し、火気取締にあたるものとする。

3 各種法令の遵守

管理業務の履行にあたって、各設備の安全及び建物内外の安全並びに衛生的環境維持のために定められた次の諸法令及び諸規則を遵守するものとする。

- (1) 電気事業法
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (3) 建築基準法
- (4) 消防法
- (5) 高圧ガス保安法
- (6) 水道法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 浄化槽法
- (9) 労働安全衛生法各規則
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (11) その他関連法規、規則等

4 経費の負担

(1) 委託者が負担する項目

ア 業務上必要な光熱水費

イ 補修・修理等を必要とする際の費用

ウ 緊急時等における対応にかかる費用

エ その他、委託者が負担することが適当であると認められるもの

(2) 受託者が負担する項目

ア 業務上必要な一般工具ならびに測定器（特殊専用工具・測定器を除く）

イ グリス・オイル。ただし、特殊・高額な物は除く。ウエス等の消耗品等

ウ 清掃に必要な機材・機器及びワックス等の消耗品

エ その他、受託者の負担が適当であると認められるもの

5 その他

その他本書に関して疑義が生じた場合、その都度双方協議のうえ、これを定めるものとする。

II 設備管理業務仕様書

本業務は、空調設備・給水・給湯設備・その他建物に付属する諸設備について、当該設備を効率的かつ正常に運転操作できるよう点検・整備を行い、各設備の有する機能を十分に引き出して良好な管理を行うこと、また、未然に突発的な事故発生を防ぐために必要な措置をとることを目的とする。なお、この業務にあたっては、仕様に規定する範囲において諸法令、諸規則、その他の定めを遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。なお、点検内容は主な項目を抜粋するものとする。

1 空気調和・換気設備保守点検業務

(1) 点検回数

空調設備保守点検業務・・・・・・・・年間3回の点検とする。

冷温水発生機本体・・・・・・・・年間4回の点検とする。

(2) 空気調和・換気設備保守点検業務の内容

ア 油焚き吸収式冷温水発生機 1基

保守点検業務の内容

① 冷房シーズン切替（年1回）

- ・ 燃焼装置関係の点検
- ・ 安全保護装置点検
- ・ 付帯設備切替
- ・ 本体及び操作盤内切替
- ・ 抽気作業
- ・ 運転データ採取
- ・ 煙管清掃

② 冷房シーズン中間点検（年1回）

- ・ 燃焼装置点検
- ・ 安全保護装置点検
- ・ 抽気作業
- ・ 運転調整データ採取

③ 暖房シーズン切替（年1回）

- ・ 燃焼装置関係の点検
- ・ 安全保護装置点検
- ・ 付帯設備切替
- ・ 本体及び操作盤内切替
- ・ 運転データ採取

④ 暖房シーズン中間点検（年1回）

- ・ 燃焼装置点検
- ・ 安全保護装置点検

- ・ 抽気作業
- ・ 運転調整データ採取
- ⑤ 冷却水系（凝縮器）伝熱管簡易薬品洗浄（年1回）
- ⑥ その他
 - 除外（別途）項目
 - ・ 交換部品など
 - ・ 溶液ポンプ及び冷媒ポンプ分解設備・交換
 - ・ 燃焼装置分解整備、抽気装置部品交換
 - ・ チューブブラッシング洗浄、過流探傷検査
 - ・ 溶液精製及び溶液交換、炉内洗浄、保温保冷補修及び塗装補修
 - ・ インヒビター分析

イ 冷却塔

- ・ 定常運転の運転データの記録、清掃・点検整備
- ・ 電気伝導度の測定及びブロー調整
- ・ ファン、電動機、の振動、異常音、外観腐食の有無の点検
- ・ 電動機・配線の絶縁測定（年1回）
- ・ 軸受部グリスアップ
- ・ Vベルト亀裂、損傷の有無、張り調整

ウ ポンプ設備

- ・ 電動機、ポンプの振動、異常音、外観腐食の有無の点検
- ・ 電流値、吸込・吐出圧力の測定
- ・ グランドよりの滴下水量の適否及び調整または交換
- ・ 本体、架台の損傷、腐食の点検
- ・ カップリングゴム、ボルトの損傷、磨耗、亀裂の点検
- ・ ドレン排水の状態の確認及び清掃
- ・ 盤内外の点検（発錆、異音、異臭、緩み、過熱の有無及び増締）
- ・ 電動機・配線の絶縁測定（年1回）

エ ビルマルチ空調機（室内機、室外機）

- ・ 吹き出し温度のチェック
- ・ 送風機の異音・振動の有無の点検
- ・ 圧縮機の異音、振動の有無の点検
- ・ 自動制御装置の機能点検
- ・ エアークフィルターの汚れ点検、清掃（年2回）
- ・ 本体及び各配管接続部・バルブ等の保守点検
- ・ ドレンパンの汚れ、詰まりの有無

オ 空調換気扇

- ・ 送風機の異音・振動の有無の点検
- ・ エアークフィルターの汚れ点検

カ ファンコイルユニット

- ・ 運転状態の確認（送風機異音、振動、吹出温度等）
- ・ 冷温水エアーク抜き（適時）
- ・ ドレンパンの汚れ、詰まりの有無
- ・ エアークフィルターの汚れ点検、清掃（年2回）

キ 厨房エアークンフィルター清掃作業

- ・ エアーフィルターの汚れ点検、清掃（年6回）

2 デイサービスHPチラー保守点検業務

(1) 点検回数

空調用チラー（2基）保守点検作業・・・年間2回の点検とする

給湯用チラー（1基）保守点検作業・・・年間2回の点検とする

(2) デイサービスHPチラー保守点検業務の内容

①点検資格内容

- ・ 三菱電機認定のサービスマンによる点検

②点検方法

- ・ 専用のメンテナンスツールを使用して点検を行う

保守作業仕様書				
NO.		作業項目	点検作業内容	
1	電気系統	電源ヒューズまたはブレーカーの点検	目視点検	
2		絶縁抵抗値の測定	メータにて測定	(但しインバーターモトルは除く) (基板系統は除く)
3		インターロック回路の確認	本体停止にて連動機器確認	
4		クランクケースヒーター通電確認	本体停止にて通電確認	
5		温度調節器の作動確認	手動調整にて確認	
6	送風機 エアー フィルター	送風機回転方向の確認	目視点検	
4		Vベルトの劣化程度及び張力の確認	目視点検及び調整	
8		エアーフィルターの汚れ・破損有無の確認	清掃及び破損等確認	
9		軸受けベアリングのグリスアップ	グリスアップ可能なものについては実施	
10		異常な音、振動の有無確認	運転状態にて確認	
11	ガス洩れ	冷媒洩れ個所の有無点検	目視及び運転状態確認の上不足状態のものについてガス洩れ検査実施	
12	運転状態	電圧の測定	テスターにて測定	
13		電流の測定	クランプメーターにて測定	
14		運転圧力の測定	サービス用圧力計にて実施（一部機種除く）	
16		各部の温度測定	サービス用温度計にて実施	

16		各制御機器の作動確認	運転状態にて確認	
17		霜取運転状態の点検	暖房時手動にて確認	
				(マイコン制御で手動テスト出来ないものは除く)
18		異常音有無の確認(圧縮機音振動の確認)	運転状態にて確認	
			(ビルマルチは、室外機側よりパソコンにて運転状態確認)	
19	保護機器	各保護機器の作動確認	手動にて確認	
				(マイコン制御等手動テスト出来ないものは除く)
20	その他	ドレンパン、ドレン排水管の点検	目視点検及び清掃(床置形パッケージのみ)	
21		熱交換器汚れ具合点検	目視点検	
22		電気ヒーター	目視点検、絶縁、電流測定	
23		加湿器	目視点検(浸透膜型は除く)	

3 給水・給湯設備保守点検業務

(1) 点検回数

給水・給湯設備保守点検業務・・・年間3回の点検とする。

(2) 給水・給湯設備保守点検業務の内容

ア 給湯設備

① 貯湯槽

- ・ 湯温、水頭圧等(貯湯量)の点検
- ・ 循環ポンプの圧力、電流値による作動点検
- ・ タンク、マンホール、継手、配管等水漏れ、損傷の点検
- ・ 安全弁、減圧弁、電動弁の機能点検
- ・ 補給・膨張水槽のボールタップ水漏れ及び機能点検
- ・ 温度制御装置の作動点検(電動弁等)
- ・ 末端水湯栓による色、濁りの確認
- ・ 本体及び各配管接続部・逆止弁等点検
- ・ 本体、架台の損傷、腐食等点検
- ・ ドレン排水の状態の確認
- ・ 盤内外の点検(発錆、異音、緩む、過熱の有無及び増し締め)
- ・ 電動機・配線の絶縁測定(年1回)
- ・ 水質チェック(濁り、錆等)

② 浴場用濾過機設備

- ・ 機器の運転及び保守点検、各配管・弁類の点検及び作動確認
- ・ ヘヤーキャッチャーの目詰り確認及び熱交換器等付帯設備の機能の点検
- ・ 温度調整器及び温水2方弁等作動点検

- ・ 逆洗装置の作動点検
- ・ 濾材の機能点検
- ③ 給湯ボイラー及び付帯設備
 - ・ バーナー関係整備・清掃及び燃焼状態の点検と自動制御、安全保護装置の作動点検及び腐食漏水等点検。定常運転データの記録等
 - ・ 着火装置の機能点検
 - ・ 給水装置の機能点検
 - ・ 付属装置の機能点検
 - ・ バーナー、ノズルチップ、オイルフィルターの清掃及び調整
 - ・ フレームアイ作動試験
 - ・ 盤内外の点検（発錆、異音、緩む、過熱の有無及び増し締め）
 - ・ 電動機・配線の絶縁測定（年1回）
 - ・ 燃焼室、煙管の点検及び清掃（年1回）
 廃液は産廃の為、別途見積りにより処分になります
- ④ 膨張タンク
 - ・ 内外部の損傷、汚損の有無の点検及び清掃
 - ・ 配管の保温状態の点検
 - ・ 水漏れの点検
 - ・ 本体、架台の損傷、腐食等の点検
- ⑤ 給湯ポンプ設備
 - ・ 電動機、ポンプの振動、異常音、外観腐食の有無の点検
 - ・ 電流値、吸込・吐出圧力の測定
 - ・ グランド部の過熱、異音、漏水の有無
 - ・ 本体、架台の損傷、腐食の点検
 - ・ 盤内外の点検（発錆、異音、異臭、緩み、過熱の有無及び増締）
 - ・ 電動機・配線の絶縁測定（年1回）
- ⑥ 浴槽水レジオネラ菌検査
 浴槽水のレジオネラ菌水質検査（血清型付）を1階浴槽、2階浴槽、2階機械浴槽、デイサービス浴槽 3階ケアハウス浴槽合計5槽の浴槽水を各年2回（10検体）実施し、衛生管理を適切に行う。

イ 給水設備

- ① 受水槽
 - ・ 残留塩素測定
 - ・ 槽内の堆積物、汚れ、漏れの点検
 - ・ 警報装置及び制御装置の作動点検及び警報試験
 - ・ ボールタップ及びFMバルブの作動点検
 - ・ マンホール施錠の確認
 - ・ 防虫網の取付状態及び破損の点検
 - ・ 電極棒の緩み、腐食の点検及び機能点検（満、減他試験）
 - ・ 配管、継手、保温など損傷、漏れ、腐食の点検
 - ・ ストレーナー機能の有無または清掃
 - ・ 本体、架台の損傷、腐食等の点検
- ② 給水ポンプ設備
 - ・ 電動機、ポンプの振動、異常音、外観腐食の有無の点検

・ 発信機	1 式
・ 光電式煙感知器	1 式
・ 差動式スポット型感知器	1 式
・ 定温式スポット型感知器	1 式
イ 誘導灯（非難口・通路）	1 式
ウ 火災通報装置	1 式
エ スプリンクラー設備	1 式
オ 補助散水栓設備	1 式
カ 非常放送設備	1 式
キ 消火器	1 式
ク 非常用発電機	1 式

消防用設備等の点検は、消防法に定めるところにより適正に行うものとする。

(1) 点検回数

ア 機器点検	年 1 回
イ 総合点検	年 1 回

(2) 業務内容

ア 機器点検

各設備機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、その他主として外観から、または簡易な操作により機器の機能状態を確認する。

イ 機器・総合点検

各設備の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することによって、総合的な機能を設備等の種類に応じて確認する。

(3) その他

業務終了後は、消防法の規定による書式の報告書により作成し、委託業者の管理担当者に提出するとともに、消防法に基づく報告の届出を行うものとする。

非常電源(自家発電設備)

負荷試験については、消防点検時に屋内消火栓のみ起動し試験をします

除外項目

- ① 消火器の放射試験（放射能力点検）実施に伴う薬剤詰替費は別途とする
- ② 消火器の耐圧性能試験が必要な場合は別途とする
- ③ 連結送水管の耐圧試験が必要な場合は別途とする
- ④ 消防用ホースの耐圧試験が必要場合は別途とする
- ⑤ 消火設備のガス容器等で容器弁の安全性点検が必要な場合は別途とする
- ⑥ 消防点検時以外の別日程での負荷試験単独作業の場合
- ⑦ 停電し発電機回路のみで送電できない場合

6 自動ドア設備保守点検業務

人の出入りに伴って、常に作動する機器で、機器に要求される性能と機能を長時間円滑に発揮させるために点検を行う。

(1) 対象設備	特養側 4 台 デイサービス 2 台
----------	-----------------------

(2) 点検回数 年2回

(3) 点検内容

ア 制御部

① 主スイッチ、ヒューズ、リレー、開閉用タイマー装置等の点検・調整及び清掃

イ エンジン部

① 回転軸装置、駆動連結装置の異常の有無の点検及び調整

② シリンダー調整弁、切替弁、逆止弁等の作動状況確認、点検調整

③ ポンプ、及びモーター等の異常の有無及び点検調整

ウ 動力部

① モーター制御スイッチの作動点検、油量の適否の点検

エ 操作スイッチ部

① 作動の良否点検及び調整

オ その他各部

① 各部配管及び配線の損傷の有無の点検

② 付属連結装置の点検及び調整

③ ドアー各部（異常音の有無、摺れ・戸当たり）の点検及び調整

④ 吊車、レールの異常の有無の点検

⑤ 各部作動状態の点検及び調整

(4) 次の各部分については保守点検実施の範囲外とする。

ドアーエンジン本体コントローラー、レール、ハンガー、スイッチ、光電管、その他
付属部品の交換は別途とする。

(5) その他

ア 不時の故障等の発生時には、専門の技術者により、臨時保守作業を行う。

イ 点検結果において補修、改修等が発生したときは、施設管理担当者に報告し、承認を受けてから実施する。

ウ 点検にかかる消耗品の費用は受託者の負担とし、臨時保守作業費及び機器または部品の不良により取り替えの費用が生じた場合は、委託者の負担とする。

エ 業務終了後は、点検結果報告書を施設管理担当者に提出するものとする。

7 冷温水発生機排ガス測定業務

大気汚染防止法第16条の規定に基づき、当該媒煙発生施設に係わる媒煙量または媒煙濃度を測定し点検報告書を管理担当者に提出するものとする。

(1) 対象設備 1台

(2) 測定回数 年2回（冷房シーズン1回、暖房シーズン1回）

(3) 測定項目

ア 基本測定 排ガス量、排ガス組成（CO₂、CO、ダスト、水分他）

イ 煤塵量

ウ イオウ酸化物濃度

エ 窒素酸化物濃度

8 油地下タンク貯蔵所点検業務

消防法に基づき、危険物施設の定期点検及び地下埋設タンク、埋設配管の定期点検を実施し、点検結果について様式に定めるところにより適正に行わなければならない。

(1) 対象設備 地下埋設タンク 1基

	サービスタンク	1台
	地下埋設配管、燃料供給配管	1式
(2) 点検回数	貯蔵所定期点検	年1回
	漏洩検査	年1回

(3) 貯蔵所定期点検

ア 業務の内容

- ① 上部スラブ亀裂、不等沈下等の有無
- ② タンク本体の漏洩の有無
- ③ 通気管等腐食、損傷、引火防止網の脱落、腐食、目詰まり等の有無
- ④ 計測装置作動状況及び指示の適否、圧力計指示、計量口蓋の開閉状況適否
- ⑤ ポンプ設備異音、振動、異常発熱の有無、アースの取付け、断線の有無等
- ⑥ 囲い、床、溜桝等損傷の有無
- ⑦ 電気設備NFB機能の適否、絶縁測定、防爆型機器等の機能の適否等
- ⑧ 警報機器の作動の適否等

(4) 地下埋設タンク、埋設配管漏洩検査

ア 検査の方法

- ① 地下タンク及び埋設配管部分について、タンク点検口、配管部等の大気開口部を閉鎖し、状況に応じて微加圧または微減圧試験を選択の上、実施するものとする。
- ② 検査範囲は地下タンク気相部及びそのタンク気相部に接続されている閉鎖された付属配管の気相部であり、かつ、外部地下水位より上部の部分とする。また、実施時には安全対策に十分配慮するものとする。

イ 微加圧試験の場合

ガスを封入することにより加圧した状態を保持し、一定時間内の圧力変化を測定、記録することにより、気相部の漏洩の有無を確認するものとする。

① 加圧の方法

- ・ 密閉状態で5分間以上圧力を測定し、タンク内が安定状態であることを確認する。圧力計を監視しながら、加圧装置により窒素ガスを徐々にタンク内に封入し、200mmAq まで加圧する。この場合、概ね空間容積1 m³当たり1分間以上の時間をかけて加圧する。
- ・ タンク内温度、試験前後の気温及びその間の気象変化を記録する。

② 判定の方法

- ・ 加圧中に露出している配管継手部等に石鹼液等を塗布し、漏洩の有無を目視により確認する。
- ・ 加圧後15分間の静置時間において、その後15分間の圧力変化により判定する。

ウ 微減圧試験の場合

地下タンク等を僅かに減圧し、大気圧より負圧にした状態で一定時間内の圧力変動を計測することにより、気相部の漏洩の有無を確認するものとする。

① 減圧の方法

- ・ 密閉状態で5分間以上圧力を測定し、タンク内が安定状態であることを確認する。圧力計を監視しながら、タンク内を徐々に所定内の圧力（減圧値）まで減圧する。
- ・ 貯蔵液温度、試験前後の気温及びその間の気象変化を記録する。（貯蔵危険物

の液温は0℃～30℃の範囲で行う。)

- ・ 減圧値は、200mmAq以上1,000mmAq以下とするが、タンクの設置経過年数、状態等を考慮して安全な減圧値を選定すること。
- ・ 測定時間は30分間以上とし、静置時間は所定の減圧値に達した時点から10分間とする。

② 判定の方法

- ・ 測定した圧力を5分ごとにプロットし、試験経過図を作成する。
- ・ 危険物の種類により、判定表に基づいて判定する。

エ その他

業務終了後は、点検報告書を管理担当者に提出するものとする。

III 建築物環境衛生管理業務

1 貯水槽清掃業務

関係法令に基づき衛生的環境の維持のため、常時安全かつ衛生的な給水を行うため貯水槽の清掃を行う。

(1) 対象設備	ディサービスセンター	有効水量	9 m ³	1 基
	岩滝あじさい苑	有効水量	3 1 m ³	1 基
(2) 回数				年 1 回
(3) 水質検査	1 1 項目	1 検体		年 1 回
(4) 清掃内容				

ア 水槽内部の沈殿物質及び錆の搬出・排出作業

イ 水槽内部の清掃・洗浄及び水槽内消毒作業

ウ 本体、架台の損傷、水槽内外部のひび割れ等の有無の点検

エ ボールタップ、定水位弁等の浸水、変形、損傷の有無の点検

オ 給水管、弁等の損傷、異常の有無の点検

カ オーバーフロー管の防虫網損傷の有無の点検

キ 実施後の残留塩素の測定、色度・濁度・臭気・味の検査

ク 業務の完了後は作業報告書を提出します。

2 水質検査業務

飲料水について、その安全・衛生を確認するために水道法及び厚生労働省令に定められている次の基準により検査を行う。

ア 検査法

検査方法は水質基準に関する厚生労働省令に定める方法またはそれと同等以上の精度を有する方法により行う。

イ その他

水質検査項目及び許容値については、下記表によるものとする。

水 質 検 査 項 目

	検 査 項 目	許 容 量	備 考
1	一般細菌	検水1mgに中100個以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	
5	塩化物イオン	200 mg/l以下	
6	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/l以下	
7	pH値	5.8以上8.6以下	
8	味	異常でないこと	
9	臭気	異常でないこと	
10	色度	5度以下	
11	濁度	2度以下	

3 害虫防除業務

衛生害虫の防除に関して定期巡回による生息状況の確認の上防除に関する計画を立て統一的に実施するものとする。

(1) 施工区域及び回数

施工範囲：年2回・・・食堂・配膳室・厨房内について実施する。

(2) 施工方法

残留噴霧法 及び 空間噴霧法

(3) 使用薬剤

種類、生息状況、生息場所等により次の物から選定する。

施工方法	薬 剤 名
残留噴霧法	フェニトロチオンMC剤
	ダイアジノン懸濁剤
	フェンナオン水性乳剤
ULV法	フェノトリン水性乳剤
	ペルメトリン水性乳剤

(4) 使用機材

電動噴霧機・動力噴霧機・スウィングフォグ・小型煙霧機

IV 定期床清掃業務

1 総則

業務については、常に建物内外の美観と清潔かつ衛生的な環境を維持するよう業務を行うものとし、作業に際し、労働災害に万全の注意をはらい事故を防止するものとする。

2 業務範囲

(1) 清掃概要

業務名	対象面積	材質	回数
洗淨ワックス	2,856㎡	塩化ビニールタイル	年2回
洗淨ワックス	405㎡	フローリング	年2回
洗 淨	213㎡	石材質タイル	年2回
クリーニング	308㎡	カーペット	年2回

(2) 作業日は、協議のうえ決定するものとする。

(3) 一般事項

ア 清掃の実施にあたっては、常に火災、その他の事故が発生することのないよう十分注意するものとする。

イ 清掃は清粛かつ丁寧に行い、壁などにチリ、ホコリ、清掃用水等を飛散させ、あるいは騒音及び刺臭等が発生しないよう十分注意し実施するものとする。

ウ 清掃用具及び使用材料は作業内容、建築材料等に最も適したものをを用いるものとし、事前に委託者の指定する担当者の承認を得るものとする。

エ 清掃の実施にあたっては、必要以外に立ち入りまたはみだりに設備、器物、書類等に手をふれるなど必要以外の行為はしないこと。なお、建物備品などを破損したときは、ただちに委託者の指定する担当者に連絡してその指示に従うこと。

オ 指定する場所以外で喫煙しないこと。

カ 水道、ガス、電気等を使用した場合は、その後始末を確実にし、スイッチの切り忘れ、コックの締め忘れのないよう注意すること。

キ 作業に使用する用具、機材などの持ち込み品に際しては、担当者の確認を受け、管理の徹底をはかること。

ク 出退時は、担当者にその旨届け出ること。

ケ 清掃が終了したときは、担当者の検査を受け、不十分な箇所があったときは、その担当者の指示に従いただちに手直しを行うものとする。

(4) 床清掃業務作業内容

ア 椅子などの移動できるものは移動させ、砂、泥、ゴミ等を自在箒で掃きとりポリッシャーを用いて中性洗剤を使用して汚れを洗淨後、真空吸引機で汚水を吸い取ること。

イ 床面洗淨後、絞りモップを使用して洗剤などを丹念に拭きとった後、完全に乾燥してから樹脂ワックスをむらなく塗布して仕上げること。

ウ ヒールマークなど汚れの落ちにくいものは、剥離剤または適当なパット使用して床材を傷つけないよう入念に汚れを取り除くこと。

(5) カーペット清掃業務

ア 椅子などの移動できるものは移動させ、付着した砂、泥、ゴミ等を除去すること。

イ カーペット専用洗剤を使用して、クリーニング機で表面部分を洗い、汚れを真空吸引機で吸い取り乾燥を行うこと。

ウ 汚れの落ちにくいシミなどは専用洗剤で丁寧に汚れを取り除くこと。

V 緊急及び故障時の対応について

故障等の緊急事態については、常時（24時間、365日）受付け、直ちに対応するものとする。

以上